

〔改善措置状況〕**小規模企業共済の共済金請求時に添付する戸籍謄本等の
原本を速やかに返却してほしい****－行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに対する回答－**

近畿管区行政評価局（局長：茂垣栄一）が受け付けて、同局の行政苦情救済推進会議（座長：児玉憲夫 元大阪弁護士会会長）に諮り意見を求めた行政相談について、その意見を踏まえ、平成28年12月26日、総務省行政評価局から独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）にあっせんを行いました。

この結果、平成29年1月24日、中小機構から、「戸籍謄本等の原本返却に係る取扱いの変更」及び「取扱いの変更に係る共済契約者等への周知」を行う旨の回答がありました。

【行政相談の要旨】

個人事業主として中小機構が運営する小規模企業共済に加入していた母親が死亡したため、死亡した母親の戸籍謄本等を添えて、小規模企業共済の共済金の請求を行った。

その際、戸籍謄本等を相続の他の手続にも使用したかったので、中小機構に対し、その速やかな返却を求めたが、審査が終了するまで（通常3週間）は返却できないと言われた。

銀行で預金の相続手続を行った際には、手続の受付後すぐに戸籍謄本等を返却してくれたのに、審査終了まで戸籍謄本等を返却できないとする中小機構の取扱いに納得できない。

【当局のあっせん内容】

中小機構は、戸籍謄本等の原本返却の要望があった場合の取扱いについて、共済契約者等へのサービス向上の観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 共済金請求者から戸籍謄本等の原本返却の要望があれば、審査完了前であっても、速やかに原本返却するよう、費用負担の公平性に留意し、取扱いを見直すこと。
- ② 見直した原本返却の取扱いについて、ホームページに掲載するなど共済金契約者等が容易に分かるよう適切に周知を図ること。

【中小機構の回答】**1 戸籍謄本等の原本返却に係る取扱いの変更**

共済金の支払いのための審査事務フロー及び事務体制を見直し、平成29年2月1日より、戸籍謄本等の原本返却を申請した者に対しては、当機構本部が請求書類を受け付けた後、速やかに戸籍謄本等のコピーを作成し原本返却を行う取扱いに変更することといたします。

また、この変更に合わせて、戸籍謄本等の原本返却のための郵送費用は申請者に負担していただくことをお願いすることとしております。

2 上記取扱いの変更に係る共済契約者等への周知

1の変更を平成29年2月1日から実施することに合わせて、共済金の請求のために添付していただく戸籍謄本等は請求者からの申請があれば原本返却ができること並びに戸籍謄本等の原本返却の申請方法及び原本返却のための郵送費用を申請者に負担いただくことについて、①当機構のホームページ、②共済金等の請求者に配布する「小規模企業共済契約に係る共済金等の請求手続き要領」、③同要領を当機構が送付する際に同封する「共済契約者の死亡に伴う共済金等の請求手続きについて」、④当機構が発行する委託機関（当機構の委託業務を行う中小企業団体等及び金融機関）向け広報誌である「商工共済ニュース」に記載することにより、共済契約者及び委託機関に周知いたします。